

第四十回国会
衆議院

内閣委員會議錄 第十七号

昭和三十三年三月十五日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事内田 常雄君

理事草野一郎平君 理事堀内 一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公韶君

大森 玉木君 倉成 正君

島村 一郎君 高橋 等君

辻 寛一君 藤原 節夫君

保科善四郎君 飛鳥田一雄君

田口 誠治君 西村 閑一君

受田 新吉君

出席國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

出席府委員

法務事務官 大澤 一郎君

檢察正局長

檢察(入国管理局長) 高瀬 待郎君

公安調査庁次長 関 之君

委員外の出席者

檢察(大臣官房人事) 神谷 尚男君

檢察(大臣官房事務) 住吉 君彦君

檢察(大臣官房心算) 福井 徹君

法務事務官 細川 俊三君

大蔵事務官 加藤 重喜君

管財局有財 産第一課長

專門員

三月十四日

委員受田新吉君辞任につき、その補欠として西尾末廣君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員西尾末廣君辞任につき、その補欠として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月十四日

元満州国官吏の恩給に関する請願

(井堀繁男君紹介)(第二二八一号)

同(草野一郎平君紹介)(第二四四三号)

同外一件(高橋清一郎君紹介)(第二六五五号)

同(木村俊夫君紹介)(第二六八〇号)

建国記念日制定に関する請願(田中彰治君紹介)(第二二八二号)

同(岡崎英城君紹介)(第二四四七号)

同(中馬辰猪君紹介)(第二四四八号)

同(二階堂進君紹介)(第二四四九号)

同(辻寛一君紹介)(第二四五〇号)

同外二件(柳谷清三郎君紹介)(第二四五二号)

同外二件(浦野幸男君紹介)(第二四八〇号)

同外一件(黒金泰美君紹介)(第二五一三三号)

同外二件(佐伯宗義君紹介)(第二五一四四号)

同外一件(藤本捨助君紹介)(第二五一五五号)

同(白井莊一君紹介)(第二六五〇号)

同外四件(神田博君紹介)(第二六五一号)

同(塚原俊郎君紹介)(第二六五二号)

同(中村幸八君紹介)(第二六五三三三三)

同(始関伊平君紹介)(第二六八四四四)

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(玉置一徳君紹介)(第二二八三三三)

同(岡崎英城君紹介)(第二四四四四四)

同(宇野宗佑君紹介)(第二六七七七)

同外五件(木村俊夫君紹介)(第二六七七八八)

アジア・アフリカ地域における在外公館の整備拡充に関する請願(鈴木義男君紹介)(第二二八六六六)

同(小川半次君紹介)(第二四五五五五)

同(田中角榮君紹介)(第二四五五五五)

同(松平忠久君紹介)(第二五二二二二)

元南満州鉄道株式会社職員期間の恩給法等の特例措置に関する請願外一件(濱田幸雄君紹介)(第二四四四四)

同(伊藤宗一郎君紹介)(第二五二二二二)

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案反対に関する請願外十七件(石橋政嗣君紹介)(第二四四二二二)

同外二十件(石橋政嗣君紹介)(第二五二二二二)

同外十三件(石橋政嗣君紹介)(第二六八一一一)

戦没旧軍人軍属に栄典授与等に関する請願外九件(白井莊一君紹介)(第二四四二二二)

恩給増額に関する請願(岡崎英城君紹介)(第二四四四四)

同外十九件(伊藤五郎君紹介)(第二四七八八八)

同(金子岩三君紹介)(第二四七九九九)

同(宇野宗佑君紹介)(第二六四八八八)

同(千葉三郎君紹介)(第二六四九九九)

同(森山欽司君紹介)(第二六八六六六)

傷病恩給の是正に関する請願(岡崎英城君紹介)(第二四四六六六)

沖繩の日本菓子輸入に対する課税軽減に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第二四八三三三)

恩給増額に関する請願外二件(森山欽司君紹介)(第二六八五五五)

寒冷地手当増額に関する請願(黒金泰美君紹介)(第二六五四四四)

山形県河北町溝延、西里阿地区の寒冷地手当増額に関する請願(牧野寛泰君紹介)(第二六五五五五)

金鶏觀年金及び賜金復活に関する請願(木村俊夫君紹介)(第二六七九号)

暫定手当全額本俸繰入れに関する請願外百八十一件(加藤清二君紹介)(第二六八二二二)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二二二二)

○中島委員長 これより会議を開きます。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を継続いたします。西村閑一君。

○西村(閑)委員 法務省設置法の一部

を改正する法律案につきまして、若干関連した質問をいたしたいと思います。

まず、最初に出入国管理行政についてでございますが、前回の委員会におきまして、川崎から横浜に移転するということについての質疑応答が行なわれたのでございますが、私は、この際、出入国管理行政のあり方について、政府の見解を承りたいと思うのであります。

○高瀬政府委員 ただいまの御質問に對しましては、お答え申し上げます。

外国人の本邦へ渡来することについて、いかなる方針をもって入国管理局は事務を運営しておるかという御趣旨と解しまして、一、二申し上げてみたいと存じます。

第一に、最近に相なりまして、本邦へ渡来いたします外国人の数が飛躍的にふえて参りました。これは経済関係の渡来者と観光関係の渡来者その他の渡来者と三つに大別いたします。

と、観光の渡来者の数が、逐年おおよね二〇%の増率をもちましてふえて参っております。次に、経済関係の来邦者も非常に速度をもちましてふえて参っておりますので、これらのものを処遇いたします根本の方針をいたしましては、第一に、本邦へ善意を持

ちまして渡来いたします外国人の上陸並びに滞在について、あとう限り便宜をはかるといふ方針がございます。これは観光の事業を振興する、または経済的の活動をふやうとする大きな目的のために由来しておるものと存じますが、あとう限り簡便に、あとう限り短い時間で入国の審査をいたし、そうして本邦へ渡来いたします目的に合致するように、その旅行を規制するといふことが一つでございます。

次に、本邦に渡来する人たちの中に、本邦に渡来いたしますこと自身が好ましくあらざる人物があらうことは当然のことでございますので、三つの態様に分けまして処遇いたしております。

第一は、本邦に入つて参りますこと自体を好まない外国人、つまり、上陸を申請されても、それを拒否する人のリストがでる上がつております。これは昭和三十六年の十二月末現在で百八十一名の人名が登録せられております。これは本邦へたとい来られても上陸は許可できないという犯罪上の理由でございます。次に、本邦から入管令の第二十四条に違反いたしました強引退去を受けた人たちのリストがございます。われわれはこれを被退去強制者旬報というところでリストをこしらえておりますが、三十六年十二月末現在で千四百三名の人名がこのリストに掲載せられております。なお、明瞭な入国を拒否するといふことに該当しない、ただ日本へ入ること並びに入つたあとの状況について特別注意をしなければならぬ、たとえば麻薬関係でございますとか、その他好ましくあらざる人物といたしまして、要注意外国人と

いうリストがございます。このリストに掲載せられておる者が九十二名昨年未の現在でございます。この三つのリストを使いまして、本邦へ入つて参ります非常に数多くの人を規制することにしたしております。

この第一の上陸拒否者リストと被退去強制者旬報は、外交機関、つまり、外務省の出入にも配布してございますので、当該公館に査証を請求いたした際には、そのリストと照らし合せて入国を拒否しておるという状況でございます。いわゆる不良外国人と申しますか、これらの人たちの渡来を防ぐこと以外に、善良な意図をもって本邦へ入つて参ります人については、あとう限りの便宜を供与し、その入国並びに滞在について不快の念を与えないようにといふことを、第一線として非常に注意せしめておる次第でございます。ただ、情勢が、入つて参ります外国人のふえる勢いが、先ほど申し上げました通り、二〇%にも達してありますので、逐年これに対処するために、入国管理局の機構並びに人員等を整備いたしますのに非常に苦心をいたしておる次第でございます。

○西村(関)委員 当局の御苦心のあるところもよく了解がつくのでございませうが、善意ある者と好ましくあらざる者との区別をつける基準でございませうが、ただいま局長の申されました要注意、麻薬その他の要注意外国人という点につきましてもわかりませう。また、入管令第二十四条によるところの強制退去を命ぜられた者、これも入国をしてもらうと困るといふことでありませうが、本邦に入国をしてもらうては困

るといふ百八十一名のリストにあげられておる人たちのことにつきまして、どういふ基準で好ましくあらざる者というレッテルを張るか、そういう点について、もう少し詳しく、基準等があらうすれば、お示しをいただきたいと思ひます。

○高瀬政府委員 ただいまの上陸を拒否するべき者のリスト、その内容はどうか、いかなる基準によつて当該リストに掲載せられるかという御質問でございますが、これは出入国管理令の第五条に上陸の拒否といふ条文がございます。この条文に明示してございませう。「左の各号の一に該当する外国人は、本邦に上陸することができない。」という規定がございまして、その規定に十四の項目がございまして、これにはつきり掲載せられておりますので、この第五条に抵触するてい外国人の渡来を拒否しておる次第でございます。これは非常に機械的な条文でございます。たとえば本邦におきまして一年をこえる刑に処せられた者、こういうことは、その当該受刑者のリストを参照いたしますと、直ちにこの人が該当者であるかといふことが判定せられる次第でございます。たとえば伝染病の関係の者でございませうと、精神病の関係の者でございませうと、非常に貧困な者でございませうとか、または、ただいま申しました、日本におきまして一年以上の懲役または禁固に処せられた者でございませうとか、麻薬の法令によつて処罰せられた者とか、売淫その他わいせつ文書等の規定がございまして、この規定に抵触いたします者を上陸拒否者といひまして、このリストに掲載してござい

ます。問題が非常に機械的、かつまた、判断を加える必要のない内容でありませう関係上、何十万といふ外国人の中で、百八十一名しか明瞭にこれに該当する者がおらないといふのが現状でございます。

○西村(関)委員 ただいまのお話は、規定に該当する者のリストといふふううに理解をするわけでございませうが、それと要注意外国人といふものとの区別が、もう一つ明瞭にならないのでありますが、好ましくあらざる人物のリストに該当する者は一括されるべきはずだと思ひます。さらにそのほかに要注意外国人といふリストがあるといふ点はどうか。

○高瀬政府委員 ただいまの要注意外国人リストといふものの内容はどうか、かつまた、上陸拒否者、被退去強制者等との関係はどうかというお尋ねでございますが、この要注意外国人と申しますのは、たとえば関税法の関係でございませうとか、または麻薬関係の容疑は十分でございませうが、しかしながら、これが刑事訴訟を受け、判決をしていない先に逃げてしまつた者でございませうとか、または本邦において、たとえば懲役を一年をこえない刑を受けておるにもかかわらず、日常の生活態度その他におきまして、常に麻薬関係の仕事に従事しておる節があるといふような、いわゆる将来また犯罪を起すであろう疑いがある人間でございませう。すでに刑が確定いたしました者は、ただいま申し上げましたリストに載せませんが、このてい人物になり得る可能性をきわめて多く含んでおる者が、要注意外国人リストに掲載せられてあります。事の性質上、このリ

ストに掲載せられておる者は直ちに入国を拒否するといふことに該当するかどうかは、当該場合における判定によりましてきめる次第でございますので、このリストに掲載せられたこと自体が、上陸拒否といふことにつながつておらない点を御了承いただきたいと思ひます。

○西村(関)委員 ただいまの御説明の範囲内におきましては、十分に了解がでると思ひます。ただ、従来のいろいろ具体的な事例から申しまして、好ましくあらざる人物といふ中に、共産圏から来る外国人といふものが、わが国が共産主義という体制の国家形態をとつておりませんために、そういうような国から来る人たちはなるべく日本に入つてもらいたくない、こういうお考えが当局に相当強いように思うのでございませうが、もしそうであるとすれば、どういふ規定によりまして規制をなさるのでありますか、その点お伺ひいたしたい。

○高瀬政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。共産圏または共産主義を信奉する人たちの本邦への渡来と、ただいま申し上げました要注意外国人との関係が、いかなる関係にあるかといふことについて、まず第一に申し上げてみたいと存じますが、先ほど申上げました通り、要注意外国人と申します者は、いわゆる政治的な意味は全然包含しておらないのでございませう。つまり、犯罪といふことが主たる要注意外国人たる内容でございまして、非常に特別なごく少数の場合を除きまして、いわゆる政治上の所見を異にするることによつて要注意外国人に掲載され

それで、共產圏の諸国から本邦へ参ります人の入国に際しては、いかなる規制があるかということでございますが、これは日本が承認をいたしました、つまり、国交が回復しております共產圏諸国の人たちが本邦へ渡来して参ります場合と、日本がまだ承認をしておりません共產主義国から来る人たちと、この二つの区分をまずしてございます。第一の、本邦へ日本がその国家を承認しております共產主義国から参ります者については、特別な違いはございません。つまり、査証上の総合的

の入国並びに日本人がおもむくこと自身についても、これは許可しないという基本的な方針がございます。しかしながら、最近におきまする当該諸国と本邦との間の政治、経済、文化、特に経済、文化の關係におきまして非常に密接な連絡が増大しております關係上、これらのいまだ承認せられざる共產主義諸国からの渡來者につきましても、非常に増大の傾向にございます。入国を許しましたものが増大しておる傾向でございます。共產主義の諸国から入って参ります人たちの昭和三十二年からの例を一、二申し上げてみますると、ソ連から本邦へ入って参ります人につきましては、昭和三十二年に四百七十七名の人がソ連から新規に入って参りました。三十三年になりますと、五百六十一名になります。昭和三十四年に少し減りまして四百四十四名、三十五年に九百十八名、三十六年の一月

○西村(閣)委員　ただいま局長の説明によりますと、共產主義諸国からの渡来については、承認、未承認の区別を問わず差別をしていないけれども、實際上は、承認しておる国からはたくさん入れておるけれども、未承認の国からは数が非常に少ないということでございます。それも一応の規制の仕方としてはやむを得ないことだということとはわかります。また、いろいろ文化、経済の交流ということだけでなしに、その他の目的を持って来る人たちもございますから、細心の注意を払われるということも当然だと思ふのでありますが、私がまことに不可解に思いますことは、ごく近くにありますが朝鮮人民民主主義共和国、いわゆる北鮮からの渡来を希望する者が、いまだ一件も許可されていないという現状でございます。これは御承知の通り、朝鮮が南北に分かれて、民族が二つに分離され

て、北鮮に関する限りいまだかつて一回も許可されていないということは、私は非常に不可解なことだと思つてあります。これは局長の御答弁の範圍を越える問題であるかも知れないと思ひますけれども、ただいま大臣もお見えになりましたが、そういう点につきまして、政府はどういう御方針でおいでになるのでございますか。中華人民共和國からは入国が許可されている。また、東独からも許可されている。まだ承認されていない共產主義の国からの入国が許可されている例は多々あるのであります。ただ、北鮮に限って一回も許可されていないということはどういうわけでございますか。その点、まず局長からお答えをいたしたいと思ひます。

○高瀬政府委員　ただいまの御指摘の点でございますが、これはある意味合いにおきまして、まさに北鮮から一名

可いたした経緯がございます。これ以外に、お尋ねのごとく、政治、文化、経済等の関係におきまして、いまだ入国を許した前例がございません。この理由がどういふところにあるかということ、を、私自身、就任いたしましたときに非常に疑問に思ひまして、調べた経緯がございますが、非常に高度と申しますか、本邦に近接いたしました地域における非常に先鋭化した政治的の状況が、この原因であるように私は理解したのでございます。言葉をかえて申し上げますと、入国管理行政上の要請というよりも、より高度の、より外交的と申しますか、政治的な判断から、この種規制が加えられておる。その規制によりまして、入国管理行政上、その種の措置を講じておるのが現状のように私は理解しておる次第でございます。ただ、この入国の問題につきましては、原則的、一般的なことで

ございますが、一国は、だれをいつ入国させるかさせないかというこの判定につきましても、純粹の法律的な見地から申しますと、きわめて広範な裁量権を持つておられるわけでございます。しかも、その理由の何たるかを問わず、当該入国の許可とか不許可とかいうことを決定できるのが、國際慣習に相なっておりますので、一種の非常に深い高度の裁量権を使ひまして、政治的の要請のもとにこの種判断が行なわれ、それに基づきまして、前例にならずに入国管理行政が行なわれておるといふのが現在の状態でございます。

○西村(関)委員 私は、外国から本邦に入国する人たちの場合、たとえば伝染病菌を保持しているとかいうようなことで、そういう人に入ってきてもらつたら公衆衛生上非常に困るというような場合には、嚴重な規制をしなればならぬと思つてゐます。しかし、思想とか信仰とかイデオロギーとかいうような違いがありまして、どういふ人たちが入つて参りましたも、これをわが國のつづの中ですら十分にこなし、何らそれらの人たちの影響を受けるといふようなことのない状態にまで、わが國の思想、また社會の治安の確保等が高められて、そういう状態が一日も早く實現して、自由にとの國の人たちとも交流ができるというやうな時代を早く作らなければいけないと思つております。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕
たとえば御承知の通り、カナダは、私の今申し上げましたやうに、健康上の理由からは非常に嚴重な規制をいたしておりますが、思想上の理由からして

は、あるいは政治形態が違ふという理由では規制をいたしてはおりません。カナダと日本と比べると、必ずしも好例だとは言えないと思ひますけれども、私は、今日の東西兩陣營の相對立しているこのきびしい世界の現實を無視することはできないと思つてございします。今局長も率直に御答弁になりましたやうな、こういう事態を何とか早く解消する努力をわれわれもしなければならぬし、また、政府当局においてもこれはやつていかなければならぬと思つております。特に北朝鮮の場合のごときは、今言われました特別中の特別といふのは、これは用務に従事する人でありまして、問題外でございますが、一般の國際會議等に出る、相當社會的地位もあり、見識もありする人の入国さえも許可できないといふことは、高度の政治的配慮に基づくのだといふお言葉でございますが、それも私にはわからぬでございます。しかし、そういう事態を早くなくするやうな努力を、政府当局においても、またわれわれにおきましてもしなければならぬと思つております。私は決して世界の政治のきびしい現實を無視するやうな議論をするつもりはございませんが、しかし、いかにしても、そういうことのためにすぐ近くの國々の人たちと自由な交流ができないといふことは、宗教的な立場あるいは人道的な立場から國際的な連帶責任を高めていこうといふやうな意圖のもとに行なわれる國際集會等におきましても、嚴重な規制が行なわれるといふことについて、はなはだ遺憾に思つてございします。従来、私は、この種の外國からの入國希望者につきましてしばしば

當局と折衝をさせていたしまして、高瀬局長が従来の慣例や法規の許す範囲内においてきわめて親切な取扱ひをせられたことに対しては、まことに局長の誠意に對してこれを多量にいたしてゐるものでございします。しかし、現實におきましては、まだいろいろなさういふ未解決の問題が残つてゐる。これは管理の責任の衝にある立場にあられる方といたしましては、私はやむを得ない現在における処置であると思ひますけれども、何とかこういう事態を早く解消するといふやうな氣持をもつて努力をしていただきたいと思つてあります。その点法務大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○植木國務大臣 まだ國交は開けておりませんけれども、ほとんど一衣帯水の隣國との間における人間の行き來の問題についての御高見でございますが、理想としては全く仰せのやうにあるべきだ、それも一つのりっぱな御見解だと私も考えます。私自身といたしまして、今日までのところでは、御指摘になりました國との間の問題で、特に非常に頭を悩ましたほどの問題には幸いにしてまだ遭遇してはおりません。と申しますのは、おそらく、事務當局が十分従来の経過等をお話をし、そして今日置かれてゐる内外の情勢から御説明申して、納得をいただいておりますからだろうと考えます。しかし、そのやすきにいつまでもついておつてもいけないので、やはり情勢の推移とともに、御趣旨のやうな考え方で十分見直し、検討する必要があるだろう、かように私は考える次第であります。

○西村(関)委員 次に、日本から外國

に出かけていく、いわゆる出國の場合でございますが、この場合において、共產主義國、特に未承認の共產主義國に對する規制は、入國の場合と同じであります。

○高瀬政府委員 日本人の海外の渡航につきましては、入國管理行政上は、その人が所持しております旅券に出國の確認をいたすスタンプを押しまして、その確認をするだけのものでございまして、日本人はそのいづれの國へも行く完全な自由を持つておるといふのが建前でございます。ただ、その際に、旅券の内容に、某々國、たとえば北ベトナムでございしますとか、北朝鮮に向かつていくといふことを旅券上に明示いたしますことにつきましては、この問題は外交當局が事務の責任者でございしますが、私の理解しております限りにおきましては、当該旅券にその未承認國の名前を掲載すること自体が、事實上の承認といふ問題に國際法上の關係があり得る可能性等につきまして考えまして、事實上その國に向かつて行かれる日本人たちに対しては、旅券面に明瞭に記載することがない、通俗的に申しますと、いわゆる横すべりといふことで、その訪問を實現しておるのが現在の状況のやうに了解しております。

なお、承認をしております共產主義國に對する日本人の渡航につきましては、通常の他の諸國に對する渡航と同等に取り扱つておるのが現在の状況でございます。

○西村(関)委員 従来日本人が外國に渡航をいたします場合におきましては、渡航の自由といふのは憲法で保障されてゐる權利でございますが、しか

し、事實上は相當な規制が行なわれてゐる。これは規制しなければならぬ客觀的な理由がございしますから、それは當然規制をさるべきだといふことも、特に今日のやうな外貨の不足してあります事態におきましては、そういう面から當然だと思つてございします。が、共產主義國に對する渡航については、かなり従来はきびしい規制が行なわれたやうに思つております。ただいまの局長の御答弁と實際上の取り扱ひとは相當違つておるやうに私は感ずるのであります。特に未承認國に對しては、なるべく行かない方がよいといふやうな御見解のやうに察せられる取り扱ひが、従来多く行なわれたと思つてあります。この点につきまして、ただいまの局長の御答弁ではもう一つはつきりしないやうに思ひますが、いかがでございしますか。

○高瀬政府委員 ただいまの御質問の点でございしますが、入國管理局といたしましては、外務省が当該所定の日本人に對しまして旅券を發給いたしましたその事後のことを事務的に処理する建前に相なつております。だれに對していつ旅券を發給するかといふことは、外務省が主管してございまして、外務省の専決でこれが行ない得るのが現在の法制上の建前でございます。ただ、専決と申しまして、外務省が他の國內諸機關、諸官庁と連絡なしにそういうことを行なつておるといふ意味ではございせんので、内々の相談等は關係の各諸官庁にございします。右の内閣と申しますか、協議が接したいたしますと、關係の機關からその意見を提出し、それが、外務省におきまして旅券を發給するしないといふことを

を提出し、それが、外務省におきまして旅券を發給するしないといふことを

よくきょうまでしんぼうしておられたと思うのであります。こういうものもなかなか今年度の予算には乗らないというような状態では、どうも法務省は予算のとり方が下手じゃないかと思うのですが、もう少し熱意を持って、これらの点についても十分な配慮をせられる必要があると思うのです。やはり内容も大事であります。外観も入れものも大事だということは言うまでもありません。相当苦心をしておられると思いますが、ほかの省に比べて私は見劣りがすると思いますから、率直に申し上げておるのであります。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

この点について法務大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○植木国務大臣 法務省所管の庁舎、あるいは裁判所関係の庁舎等についての事情については、非常に深い御理解と御同情を得まして、まことにありがたく存ずる次第であります。実は、私も仰せの通りの問題を考えておりまして、できるならば三十七年度の予算におきましては、従来とは面目をあらためて、できるだけ多額の営繕費も獲得しまして、そうしてこの実情を若干でも直していきたいと考えておったのであります。何しろ、先ほど事務当局から御説明申し上げましたように、これを五カ年計画あるいは十カ年計画にしてやろうとしたとしても、少なくとも三十億から四十億くらいに、一挙にふやしませんと、十年計画でやろうと思ってもできないというふうなありさまであります。それだけに、かりに四十億にならなくても、せめて

二十五億くらいはという考えで、いろいろ折衝もしておったのであります。が、だんだんと財政当局の説明を聞いてみますと、御承知のように、今回の予算におきましては、公共事業等においてはできる限り、ほんとうに緊急やむを得ないものでない限りは、なるべく一つこの際、物価その他の諸情勢等にもかんがみて、自粛をしたいという考えを強く主張しております。これもある程度理解ができます。また、一方におきまして、私も去年は十五億程度のものが、こしは十八億になりましたけれども、しかし、これを二十五億にする、三十億にするということをやっておりますと、どうしても今度は

は技術その他技術者が足りない。それを実際こなしていくのには、技術者の定員増加をしなければならぬ、こういうことになりまして、ところが、現在の状態におきましては、そうした方面の技術者を入手することは、ほとんど不可能に近い状態であることは御承知の通りであります。それやこれや考えてみますと、やはり残念ではありますけれども、まあ、この際としては、前年より二割ばかりの増強になっておりますが、またしばらく物価情勢その他経済情勢全般の成り行き並びに財政状況等の成り行き等にもかんがみまして、さらに後日に期するよりほかないのであるまいかというので、非常に残念でございますけれども、ただいまお答え申し上げたような程度でがまんをしたのであります。もちろん、これは法務省所管だけでございせん。裁判所の方もほんとうにお気の毒な状態に

ありますので、われわれといたしましては、なるべく早い時期を選んで、そのうして諸般の情勢等の許す日が一日も早く来たらんことを心待ちに待って、努力を新たにしてみたい、かように考える次第であります。

○西村(閣)委員 最後に、もう一点お尋ねをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

今度の設置法の一部改正法案につきまして、町村の配置分合に伴うところの改正が出ておりますが、つまり、医療少年院の問題であります。これに関連をいたしまして、若干少年院の問題、また、非行少年の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

現在、御承知の通り、非行少年の数は年々増加の一途をたどっております。かつまた、その質は凶悪化いたして参っております。これは国家にとりましても、民族にとりましても、ゆゆしい問題であると思うのであります。が、この非行少年の取り扱いにつきましては、法務省のみならず、厚生省、文部省、労働省等々の各関係官庁の関連がございまして、これは法務省の所管の問題だけではございせんけれども、特に非行少年の矯正問題につきま

しては、法務省所管の諸施設、諸機関の今日までの働きを過去の実績に照らして反省すべきところは反省し、前進すべきところは前進せしめていかなければならないと思うのであります。全国少年院の実態につきましては、少年院の施設の責任者及び職員の方々の非常な苦労がある。これは、問題の少年を預かっておられるのでありますから、しかも、昔のやり方ではなくて、いわゆる懲罰ということよりは、矯正という立場で、あるいは教育という立場で、施設の運営に携わっております

のでありますから、非常な苦心が要ることは申すまでもないと思うのであります。しかし、その苦心が払われておりますのかかわらず、出所いたしました少年の中からは、再び犯罪に陥る者が相当ある現状でございまして、こういう問題に對しまして、一体どういふふうなお考えで、どういふふうな処置をとっていくべきであるというふうにお考えになっておられますか。矯正局長の御見解を承りたいと思います。

○大澤(一)政府委員 われわれ矯正関係職員、なかなか少年の矯正教育に従事しております職員一同に對しまして、非常に御理解があり、またあたたかい御激励のお言葉を承りまして、心から感激にたえない次第であります。われわれ一同日夜努力はしておりますように、現在、御指摘に相なりました

状況は、必ずしも満足すべき状況でないものであります。少年院に再び戻ってくる者が二〇%ないし三〇%という大きな数字を示しておりますし、なお、再び罪を犯した者の数ということになりますと、それ以上に上るものと推測せられるのであります。まことに力の及ばない点を深くおわびする次第であります。現在少年院の収容者は、最近の少年犯罪の増加の傾向に反しまして、やや減少の趨勢を示しておりますので、やや減少の趨勢を示しておりますので、過去四年間を見まして、大体一万人前後でございましたが、三十六年度末には九千三百人、なおまた、本年に入りましてやや減少のカーブを描いておるのでございます。この点のいきさつにつきましては、われわれ、いかなるわけで犯罪がふえているにかかわらず少年院の在院者が減少し

ているかという点について、目下検討しておりますが、一面われわれの少年院の処遇なり少年院の教育についての裁判所側の批判の現われとも見られますので、この点については大いに戒心いたしまして、過去を反省して、ほんとうに実効の上がる少年院にいたしたいと努力をいたしておるわけでございます。

そこで、われわれといたしましては、現在、先生方の御視察をいただきまして、すでに御承知と思いますが、少年院の形が法律によって分けられております。特別少年院、初等少年院、中等少年院及び医療少年院、ただ、医療だけがきわめて科学的な分類になっているわけでございまして、特別少年院、初等少年院、中等少年院となりまして、初等は年齢が低くて年のいかなる者、中等が少年のうちの高年令、特別が処遇困難者、再入者というふうな大ざっぱな分け方でございまして、われわれといたしましては、最近矯正界で非常に進歩して参りました心理的な分類あるいは性格的な分類等をさらに強化いたしまして、少年の知能なり性格なり、あるいはまたその者の学歴等をさらに詳細に分類いたしまして、少年の個別的な能力、その必要とする必要性に即応した観点から少年を分類いたしまして、少年院もそれに即応した少年院に特殊化したしまして、そうして本人の最も必要とする教育体制をとっていただきたいと考えておるわけでございます。この方針につきましては、法務省のみならず、法務省に設置されております矯正審議会の中央部会あるいは科学審議会等いろいろな外部の意見も伺いまして、本年よりこれを充

実していく方針で、すでに昨年度からその準備に入つたわけでありました。たとへて申し上げますと、少年のうち、ある程度の能力がある者につきましては、労働省の職業指導の線に沿ひます。職業訓練を少年院において実施する。また、さやうでない、義務教育を受けてないという子供につきましては、一つの少年院を純然たる学校組織にまとめまして、それに少年院の教官のうちの学校教員の資格がある者のみを配置いたしまして、純然たる学校教育に徹する。また、今御指摘のありました医療少年院につきましては、知能の低い、いわゆる精神に近しい者に對しては、治療教育を行なう。また、心理的な疾病があつて医学的治療を要する者は、医療少年院においてその治療に当たるといふうちに、少年院の特殊化、従ひまして、収容少年の能力と必要に應じた矯正教育を徹底して行なえるようにといふ方針のもとに、昨年からの、乏しい予算でございますが、重点的に配置いたしまして、とりあえず東京の近辺の少年院からその施行に入つたわけでありました。本年度は、さらにその結果によりまして、それを漸次全国に推し進めまして、少年院の教育の特殊化、徹底化といふことに努力しまして、少年の矯正教育の実を上げたい、かように考えておる次第でございます。

○西村(閣)委員 少年院に入所する者の数が、少年犯罪の数に比べて減つておるといふことについては、裁判所が少年院に送致しない、その原因がどこにあるか、裁判所に少年院のあり方に対する若干の批判等があつて、そういうふうな数が減少しているのじゃないか

と思われぬ節もある、その点をよく検討したい、こういう御見解のようでございます。この点につきましては、局長としても非常に深刻にお考えになつていらつしやると思つたのであります。少年院の職員、大体施設の長になる人はみなりっぱな人でありまして、その道の練達な士ばかりでありまして、非常に尊敬すべき方々ですが、事実その施設の中に働く職員の素質といふものが、必ずしもこれについていけぬ、また、質のみならず、数から申しまして、十分であるとは言へないと思つたのであります。それらの点、また、施設の中の設備の改善、あるいは施設の生活の雰囲気の改善といふような点が一つの問題点になるのじゃないかと思つたのです。そのような欠陥を埋めていく一助といたしまして、少年院のみならず、一般の施設に對し、刑務所におきまして、宗教教師といふものが、特殊面接委員の制度に即してボランティアとして奉仕をしておる。これを特殊面接委員のようになつたとした制度にすることは、ちよつといろいろな点でむづかしいと思ひますが、しかし、これに準じたボランティアの働きとして、相応な働きをして参つておると思つたのであります。この宗教教師の働きに對しまして、局長はどういうふうにお考えになつておいでありますか、また、この施設の、今若干指摘申し上げましたような欠陥と申しますか、改善すべき点と申しますか、そういう点について、私は率直に感じた点を申し上げたのであります。その他の点について、この少年院に對して相応な労苦が払われているにかかわらず、成績が

十分に上がらないのは、どういふところに原因があるとお考えになるか、その二つの点をお伺ひいたしたい。

○大澤(一)政府委員 少年院におきまして、教官の不足なり設備の不十分であるという点を御指摘願つたのでございしますが、この点につきましては、ただいまの御趣旨の通りでございます。少年院法の改正によりまして、少年院が新しい施設のつきましては、少年院が新しい施設の施設となりまして、従来まで民間家の施設でありまして、すべて少年院に収容された者は、すべて少年院に収容するといふことになりましたために、急に民間施設の買ひ上げ、ないしは旧軍事施設の転用等で充足したといふような事情がございまして、きわめて地獄的な偏在がございまして、少年院として理想的な形でない施設も多々あるものであります。これらの点の改修は年々努力はしておりますが、いかにせん、少年保護団体として民間施設でありましたために、地域的に非常に偏在しておりました、さやうな更生保護関係に利害の深かつた地域にはたくさん団体がございます。それが……

〔答弁が長過ぎる一と呼ぶ者あり〕さやうな点で、少年院につきましても努力しておるわけでありました。特に精神面の教育につきましては、矯正教育の根幹をなすものと考へまして、少年院においても特殊面接委員の拡充を各地方で次第に活発化しております。現在五百七十三名の委員がこれに従事していただいております。今後ますます活発化していきたい、かやうに考へております。

○西村(閣)委員 私は、御質問を申し上げる機会がほかにもないのですから、法務省設置法の改正案が出ております機会にお伺ひを申し上げておるのではありません。少年の非行の問題は、非常に大きな問題であると考えておりますので、政府当局の抱負と御決意のほどを伺ひたいと存じます。今、局長が上げておられるお伺ひをいたしましたが、私も実は傍観者じゃなくて、心配している者の一人という立場で御質問を申し上げておるものであります。この点は、きやうの議題とは直接のつながりがなく、非常に深い問題をやらんでおるとも、非常に深い問題をやらんでおるとも、総理府の御提案になつておる問題と関連をしまして、次会にもう一度お尋ねをすることにして、一応この辺で私の質問を終わらしていただきます。

○山内委員 所管外の大蔵省から来ていたのでありますが、まず最初に、大蔵省の方にお伺ひしたいと思ひますが、過日の質疑の中で明らかにされなかつた点を、大蔵省の立場から明らかにしていただきたいと思います。その第一は、今度川崎にありますが、収容所が横濱に移ることになりまして、その残つた財産をどうするかという点で、お尋ねしましたところが、横濱に新築しまして、それと土地を含めて交換するといふお話であります。ところが、私、法的にはあまり詳しくわかりませんが、現在川崎にあるものは法務省の行政財産でありまして、行政財産は、もちろん、申し上げるまでもなく、転売、貸与等は禁止されておる。それを、今度横濱に移つていくために、川崎化になるものと交換

を、そのために、大蔵省の財産に入れて、普通財産として処理して、で、き上れば今度交換の手続をとつて、また法務省に横濱の新しい財産が行政財産として戻る、こういうことは法的に違法の措置でないか、そういうふうなことを考へましてお尋ねしましたところ、法務省としては満足な回答を得られなかつた。この点について大蔵省から御答弁をいただきたい。

○細川説明員 ただいまお話のございました川崎入国者収容所の問題でございますが、先般の委員会におきまして法務省の方から御答弁がございましたけれども、これは、一般に私たち建築交換といふ言葉で呼んでおりますが、今川崎にありますが、入国者収容所は、行政財産としてその用に供されておりますが、ただいま川崎化と契約を結びまして、今使つております行政財産の代替施設を横濱に作る、こういう問題でございます。これは、国有財産特別措置法九条の四の考え方に従つて処理している問題でございます。先ほどお話のございましたように、行政財産を、用途を廃止せずそのまま相手方に売ることではできないといふのは、お話を通つてございまして、そういう場合には、一応行政財産の用途を廃止して普通財産にして、それを相手方に渡しまして、その効用の見合ひの限度におきまして、その相手方から財産を取得し、それを法務省の行政財産にする、こういう過程をたどつております。

○山内委員 その国有財産特別措置法九条の四によつて措置されたと言われっておりますが、私、今法規をこころへ持つてきておりますので、条文を読んでいただきたいと思います。

○細川説明員 「普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物、公用又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定による場合の外、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。但し、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一をこえるときは、この限りでない。」という規定でございます。初めは国有財産法第二十七条によりまして交換が実施されておったのでございますが、三十年ごろから記憶いたしておりますが、国有財産特別措置法の一部改正によりまして、九条の二、三、四、五というものが加えられたわけであります。

○山内委員 今お読みになったので思ひ出したのですが、私も実はそれを知っておるのです。そこで、大蔵省の立場からすると、普通の財産になったのだから交換ができる、これは私わかれるのです。ところが、法務省は、行政財産として持っているものを、交換するために、普通財産として大蔵省の財産に所管がえをして、そうして新しいものと交換することがおかしいではないか。広い立場に立てば、もっと高いランクに立てば、そういうことが言えるんじゃないですか。こうなりますと、この間も出たのですが、法務省の立場とすれば、大蔵省に一般財産として移管したのだから、おれの方は知らぬのだ、また、大蔵省に言わせると、これは一般財産になったのだから、今度新しいのと建築交換をしても違法でない、これを総合的に考えれば、脱法行為であり、不法行為であり、違法行為

為だと私は申し上げたい。特に私の申し上げたいことは、こういう違法行為、脱法行為をもし官庁で認めることになりまして、非常にでこぼこが出てくるのです。そのために、法的には、これは確かに特定庁等の特殊整備計画というものを立てまして、そういうことを禁止しておる。ですから、労働省だとか、法務省というものは、何年たつても建築ができないのです。ところが、事業を持っておる、豊富な資金の運用のできるところは、どんなにいいところを買って、交換分合していいものを建てていくじゃありませんか。

○細川説明員 先ほどお話がございましたが、私どもは、大蔵省の立場からすると、普通の財産になったのだから交換ができる、これは私わかれるのです。ところが、法務省は、行政財産として持っているものを、交換するために、普通財産として大蔵省の財産に所管がえをして、そうして新しいものと交換することがおかしいではないか。広い立場に立てば、もっと高いランクに立てば、そういうことが言えるんじゃないですか。こうなりますと、この間も出たのですが、法務省の立場とすれば、大蔵省に一般財産として移管したのだから、おれの方は知らぬのだ、また、大蔵省に言わせると、これは一般財産になったのだから、今度新しいのと建築交換をしても違法でない、これを総合的に考えれば、脱法行為であり、不法行為であり、違法行為

います。従いまして、私たちは建築交換を実施しまして、たとえば川崎市の入国者収容所に使用しております行政財産を、私たち効用の見合いという言葉で呼んでおりますが、その効用に見合う分についての取得を認めるというような方法で、その適正化をはかっております。

○山内委員 これは、私も研究課題として、あらためてもう少し研究もさしていただきたいと思います。あなたの方でも、そういうことよりここでは答弁ができないのじゃないかと思うわけです。

話を進めまして、この国有財産審議会の答申を求めなかったということですが、法務省側の答弁にあったわけでありまして、これはその通りであるのかどうか、この審議会に答申を求めなかった理由はどのような理由であるか、また、これからでも諮るつもりであるか、その点を明らかにして下さい。

○細川説明員 この川崎入国者収容所の交換につきまして、国有財産関東地方審議会に諮問したかどうかというお話でございますが、後ほど申し述べます事情によりまして、本件につきましては、国有財産関東地方審議会に諮問はいたしております。しかし、この問題で交換の協議を受けましたのは、やはり本年の初めごろでございます。その後、部内で種々検討を加えました結果、最近に至りまして、やはり国有財産審議会に諮問すべきであるという結論に達しまして、現在それは諮問しているという事情でございます。先ほどあとで述べます事情と申し上げましたが、それは、普通財産の一般的な処分でございます。それは、国から売り

払いという行為によって一方的に手が離れてしまふ、国有財産を売り払ってしまうというところは、非常に重要な問題であるということから、各財務局に置きます国有財産地方審議会に諮問いたしまして、それぞれその適正をはかっております。今問題になっておりますいわゆる建築交換の問題ですが、これは、現に行政財産として使用いたしております財産を相手方に払いまして、相手方が、その行政財産として使っております効用の見合いの範囲におきまして、それをすぐに建ててこちらに引き渡すということでございます。

ので、一方的に国が売り払い処分をしてしまつて手を放してしまうというのとは違ふのじゃないか。すぐ行政財産の見合いの範囲で財産を得るという考え方がございまして、財務局におきましても、こういうものは諮問すべきであるという積極的な指導はいたしておらなかったのではありません。ただ、部内で管財行政の問題でいろいろ検討いたしましたとき、たまたまこれが議題になりました。いろいろ考えてみますと、これは国有財産の大きな変動でありまして、しかも、相手方に売り払うという行為を伴っている。これはやはり普通財産の一般の処分と同じように扱ふべきじゃないだろうかということ

で、議論しました結果、そういう方針に確定いたしました。最近の情勢を申し上げますと、昨年の十一月に開かれた関東財務局の第三十八回の国有財産地方審議会に、新宿区役所を相手方とする件その他二件をやはり建築交換でやりますというところで、それぞれ国有財産審議会に諮問いたしました。それからこの二月には、東京都を相手

方とする建築交換を国有財産審議会に諮問いたしました。今後この建築交換の取り扱いに關しまして、やはり財産の変動あるいは大きな問題であるということ、すべて国有財産審議会に諮問しようという方針が進んでおります。それから、この国有財産法十四条に基づきます交換の協議というものがございまして、これを交換していいかということは、各省庁から大蔵省の方に参りますが、この承認をする前の段階において審議会にお諮りする、こういう制度にいたしております。従いまして、今の入国者収容所の問題は、審議会に諮問するに際しましては、すでにそういう見解で進んでおります。

計画承認も六月に出したような事案でございますので、これにつきまして、今のところ、あらためて審議会に諮問いたさないというふうな考え方は、管財部長からそういうことを審議会に報告いたさせよう、こういうふうにも考えております。

○山内委員 この種の建築交換、特に財産が非常に高い、約二億に上る土地ですから、当然審議会の承認を求めべきだ、私もそう思っておったところが、課長も今の非は非として、今後はそういうふうな方針でやる、こういうお話でありますから、一応そのことについては了解いたします。ただ、これは大臣にもお聞き取りいただきたいと思うのですが、地方公共団体とか、そのほか法人の教育関係とか、あるいは体育の方面とか、そういう相手方が公益性を帯びたものであれば、ある程度こういう省略の措置もいいかもしれませんが、何せ予算面で見ても一億八千

万円以上の財産を処分するに審議会を省略したということは、法務省という法を守る立場からすれば、国民の大きな疑惑を招くものです。だから、審議会にその適否の答申を求めて、答申があれば、これは大臣としても荷が軽いんじゃないか。そういう意味で、私は、すでに六月に計画承認は済んでいるといっても、こういうケースは、もつと大臣の裁量で再検討を加えられた方が、かえってこれは行政上適切な措置ではないか。そのことについては、課長も含みのあるお話もありますので、これはこれで話は終わりたいと思います。

それから、これはもう一つ参考までにお聞きをしておきたいのですが、国会審議をする場合、現在の段階ではまだ何も議題にも供されてもおらぬし、ただ、たまたまこういう問題が出たために、この川崎の残った財産はどうなるかという質問がなされて、初めて出てきて審議の対象になっておるわけですね。この建物は、来年の何か夏か秋ごろ完成すると——横浜ですね。そういう御説明もあったので、予算審議としては、それでは三十八年度に国会においては審議することになるのかどうなのか。その辺は私よくわからないのですが、どういふことになりましようか、御説明いただきたい。

○細川説明員 このような大きな財産につきましては、国会の審議を仰ぐために、庁舎特別取得費という項目を設けてあげております。本件に關しましては、たしか三十六年度の予算に、庁舎特別取得費のワケ内でその分をここに割り当てまして、現在契約を進めておりますが、繰越明許を受けて

来年度に完成する、私はそのように考えております。

○山内委員 そうしますと、これは昭和三十六年度で予算が出て、私三十六年度見ていないのですが、これは昭和三十三年度に見えていたのですね、これは一般会計から求められることになるのじゃないか。その川崎化成ですか、その人に現実に売って金を取ったわけじゃないので、これはまあ普通財産に繰り入れてあれしたのですから、もし突かれれば、あなたの方では、これは一般財源に求めておる、こういう答になるのだらうと思うのです。それが間違いないとすれば、今度は三十七年度はただ設置法だけでもって、ただこれだけの処理で国会が——これはまあ幸い審議の対象になりましたけれども、何にも出てないわけですね。ただ、質問者の質疑を通じて出てきた。そうして今度は三十八年度になって相手方が出てくれば、初めて交換分合ということになる、金はもたらって処理されたようになるんじゃないですか。そういう審議の仕方になると、まことにこれは国の財産の国会審議というものが軽視されるというか、歪曲されるというか、全く審議を尽くされない形、これでは僕はうまいくない、こう思うのですが、その点どうですか。

○細川説明員 もう少し敷衍いたしますと、この交換は、片方で売り払いという形式をとりまして、片方におきまして庁舎の購入という形式でございまして、今三十六年度の予算におきまして、八億五千万の庁舎等特別取得費という費目が計上されておまして、これはさきの国会において御承認を得たものでございます。その八億五千万の

ワケ内において、今お話がございました二億近い金で川崎入国者収容所の建物を取得する、こういう方法になっております。

○山内委員 どうもそうなりますと、ますます私のような新米議員にはわからなくなってくる。普通財産の処分の場合は審議会の承認を得る。ところが、この場合は建築交換だから、そういうことで審議会の承認は求めなくてもよいのだ、そういうことでこうやってこられて、その辺がどうもわからない。

○細川説明員 私、説明が不足したかと思ひまして恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、一方的に手を離してしまつて、売り払い処分するという財産と、それからこの財産を売り払つて、その見合いに、今使つております財産の見合いの範囲におきまして、新しく行政財産を取得する、これは片一方で売り払いましても、片一方で方々取得する、それで、そのような考えから、財務局に對しましては、国有財産審議会に關する限り、積極的にこれをかけるという指導はいたしておりませんでした。先ほど申し上げましたように、一方では財産を売り払いますが、他方その見返りとして行政財産を取得するから、審議会にお諮りしなかつた、こういう見解で進んでおります。

○山内委員 大臣もお聞きの通り、われわれ、会計というものはその年度年度で区分するべきものなので、三年間におわたるものが中断され、どこに出で、どういふふうで建物ができ上がったのか、そうしてまた、国の財産がいつどういふ形で売り払われてしまった

のか、国会もわからぬような形に残すということとは、私は、法のどこに欠点があり、どうやればいいのか技術はわかりませんが、やはりこれは明瞭になさるべきものだ、こう思うわけですね。

それではもう一つちょっと進みますが、きのうの御説明では、横浜の本牧というところが今の予定だ、これは何か風致都市の指定を受けておるのだ、非常に環境のいいところだ、そこで、それに見合うような設計をしておる。これはそうあるべきだと思ふのです。が、そういう風致都市というように、何か法的な保護を受けておるところにこういう建物を建てる場合、都市計画審議会というふうなものの承認が必要なものかどうか。また、必要なものならば、それが終わつておるのかどうか。また、地方の人の公聴会といったようなものも開く必要があるように私は考えられるのですが、そういう手続は必要あるかないか、法的に御説明いただきたい。

○高瀬政府委員 ただいまの横浜本牧の土地は、風致地区ということをしていておられますのは、世俗、通俗的の観念で、付近が非常に景色がよろしいという意味合いのことでございます。しかしながら、住民各位、特に町会長をしております数名の方々、並びに区会、市会、県会の各党各派の方々と、当該土地に關係を持っておられる方々、あつせんがございまして、その景色のよい場所に入国者収容所なる建物がきつ然としてそびえることが、三溪園に對し、八聖殿に對する風景のバランス並びに近隣に住宅をかまえて——工場はございせん。おる人たちに与える

威圧感その他の問題から、慎重に設計その他をやつてほしいという要望は再度ございまして。また、陳情等のももございまして關係上、この地元の方の考へておられることを設計並びに運営等において十分考慮しようということ、を、当初より法務省といたしましては考へまして、数回にわたり折衝をいたしまして、その結果、本年の二月二十四日に相なりまして、市役所關係當局も列席の上に、地元の種類要望と右要望に對して、法務省の建設の面を担当しておられます経理部が、小生とともに参りまして、十分の打ち合わせをいたしまして、地元各位の円満なる了承を得て、ただいま進んでおるの現在の状況でございます。

○山内委員 わざわざおいで願つた大蔵省の關係は、それでけっこうでございます。どうぞお引き取りいただきたいと思ひます。

次に、ちよつと一言大臣にお尋ねしておきたいと思ふのですが、この川崎は昭和三十一年に設けられた収容所でありまして、これは大臣の御説明の中にあるわけですが、鉄筋コンクリートの建物は非常にいいのだ、しかし、木の造の家屋荒廃したものも付属建物としてついておるようでありまして、ただ、移転しなければならぬ第一の理由は、非常に工場が密集して環境が悪くなつてきて、非常に健康上よくない、のどを痛める、そういうことが今度新しく横浜を求めた理由に説明され、かつ、質疑の中でも、それが詳細に述べられておるわけでありまして、そこで、私もそのとき意見として申し上げたのですが、それは非常にけっこうなこと、収容者の健康に適さぬところをい

いところに行くのですから、そのことはいいけれども、少なくとも大臣の立場で、この収容所一カ所だけを移して、あとに残る働く住民や労働者や、これから埋め立てがどんどんできまして、働く人もどんどんふえていくわけですから、そういうことについて大臣はどうか考えになるのか。この点、自分の所管するものだけを移してしまえばいい、これは、個人の会社とか商店なら考えられますけれども、大臣として、この環境がそれほど変わってきても、人間の住むに不適なところをどういうふうにお考えになったか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○植木国務大臣 本件の問題につきましては、すでに御説明申し上げた通り、それが一つの大きな理由になっておることは、御指摘の通りであります。しかしながら、そうした事情にあるような地区をどうすればいいかというところにつきましては、法務大臣としてお答えするのはいかがかと思いますが、国務大臣の一人として考えますれば、当然これは建設省の都市局等におきまして、そうした地区の改善ということで十分意を用いるのが筋ではあるまいか、かように考える次第であります。

○山内委員 どうも所管の大臣でないというところで、少し冷淡なようなお考えを受け取って残念に思いますけれども、これは議論をいたしますと時間がなくなりそうですので、それはそれとして端折ります。

次に、お尋ねしたいことは、定員の問題なんです、これは石山委員からなかなか詳しく御質問もありましたけれども、若干お尋ねしておきたいと思

います。今度は本省において三百二十九名の増員、それから百四名の定員化をはかった、こういうことで、公安調査庁には百四名の増員になる。この百四名の中には、定員外職員の定員化をはかった者が一名もないのか、その点とあわせて、本省全部でまだ定員化されな者がどれくらい残るのか、この点をお伺いしたい。

○神谷説明員 この百四名の中に一名定員化の職員が含まれております。

○山内委員 職種は何ですか。

○神谷説明員 電話の交換手でござい

ます。

○山内委員 これであと定員化されな臨時の職員は何名残りますか。

○神谷説明員 十名でござい

ます。

○山内委員 そうしますと、百三名公安調査庁に増員される人は、全部新規採用で、純然たる定員増になるわけですね。そう考えてよろしいのですか。

○神谷説明員 その通りでござい

ます。

○山内委員 配付を受けました資料に

より見ますと、現在調査官は千二百六十

八名ですか、ちよつと数字がよく見え

ませんが、百三名といふと、一割

近い増員になる。これはちよつと説明

が長くなるかもしれませんが、御承知

の通り、今回臨時行政調査会が設けら

れまして、できればその答申を待つと

いうことで、行管の方では極力増員を

押えておるはずで、この抵抗を破って

これだけの増員をあなたの方で実現し

た、このことは、私非常に重視してお

るわけです。ということは、前に川島

長官もここで説明されておるのです

が、今回御承知の通り、各省から全部

増員計画が出ております。そして、ほ

とんどが臨時職員の定員化ということ

で、純然たる増といふことはほとんど

認めておらないのであります。文部省

のように、高専ができて新たに学校が

ふえる場合の先生というふうな特殊な

ものは別です。それは川島長官の非常

な努力と力量によって極力押えて、そ

して現員で仕事を従って、あとは臨時

行政調査会の結論に従って、行政をい

ろ考えていきたいということですが、

なぜあなたの方の機関が、どんな説

得力を用いて、実質的に一割に近い増

を実現したか、これは提案理由の説明

を見ましても得心がいかないのです。

たとえば登記事務が増加したとか、交

通事故がふえているからそれに対処す

るのだ、これだけでは、どうも行管長

官の説明と食い違つてしまつて、また

長官がここへ来たときに、あなたの方

の増員だけなぜこんなにたくさん認め

たのか、法務省関係の増員はどうした

のだという追及は当然出てくるわけだ

す。時間がありませんが、公安調査

庁関係だけでけつこうですが、具体的

にもう少しこの増員の必要な理由を御

説明いただきたいと思ひます。

○関(之)政府委員 お答えいたしま

す。

必要の理由は、ごく要点を申し上げ

てみますと、極左、極右の動向の現

情勢に対処して、それに備う必要

上、この程度の増員が必要だ、こうい

うふうに一言で申し上げると相なるの

であります。その理由をかみ砕いても

う少し申し上げますと、極右の方

が、浅沼委員長の不審な事件以来、昨

年の暮れの三無事件その他の傾向の示

すごとく、やや憂うべき傾向に立ち

至つたことは、御承知の通りでありま

す。このことは、一昨日も石山委員か

ら御質問のあった通り、私は、どうも

事態としてはなかなかむずかしい問題

に相なつてきた、この觀察をいたすの

であります。なぜこのような問題が生

じてくるか、こういうことに相なりま

す。結局極左との関係、極右の方々の

言うことが、要するに極左勢力の侵

攻に対抗する、こういうことを主張し

ておりますが、しからば、左の方はど

うなつたかと申し上げます、最近まで

二年間に、日本共産党は四万から八万

に増加いたしました。さらに、その勢

いをかまして今後の二年間に、全国

のどこどここの計画するものを全部集

計して私どもが考えてみますと、三十七

万人に伸びます。こういうふうにした

ておるわけでありまして、そういうし

ますと、その勢力の増長というものは、

お、そのほかの各種の外郭的な諸団体

に対する増強も、たとえば民主主義青

年同盟というものの育成強化という点

も強力にやつておりました、その数は

三十万というふうな目標を立てておる

わけでありまして、それらの一連の事態

を見ますと、どうも左の方の事態、さ

らにまた右の方の事態、そういうもの

を考へてみまして、実は昨年一昨年

も、大体そんな見通しを立てまして増

員をお願いいたしましたのでありますが、

いろいろの関係で御理解が得られなく

て、年末の私どももお願いするこの人

の問題をどうしても解決いただかなけ

れば、職責において十分なことでもで

ない、こう申し上げて参つたのであり

ます。

さて、手持ちの現在の状況はどの程

度かと申し上げます、現在千七百十名と

いうことに相なつておるわけでありま

す。当初スタートいたしましたのがた

しか千七百二名でありまして、行政整

理とかあるいは定数外の定員化とかい

ろいろなことがありまして、若干その

程度に伸びたのでありまして、現状

は、昭和二十七年のスタートのときと

大差なしというふうな状況に相なつて

おるわけでありまして、小さいところの

府県におきましては、せいぜい十人の

者が調査に従事しておる。その中には

局長あり、副局長あり、あるいはタイ

ピストありというふうな状況で、ほん

たたく通り、きわめて少数なものに限

定されるわけでありまして、このよう

な組織をもつてはとうていできない、特

に申し上げましたような左右の動向に

対処してはむずかしい、こう言つて

一、二年前から極力お願いし、そして

ようやく本年度において、われわれの

数年来の以上の理由の申し開きがお認

めいただいた、これだけの増員をいた

だいた、こういう次第に相なるのであ

ります。

○山内委員 今の御説明でも、実は私

まだしっくりいかないところがありま

す。業務量に比例して定員がふえると

いうことになれば、これはもう各省と

も事情が実は同じなんで、決して公安

調査庁だけではないと私は思ふ。まだ

極端なところがたくさんあります。し

かし、それは先般石山議員もいろいろ

意見を述べられ、あなたは今こゝでい

る言ひことは避けたいと思ひます。た

だ、時間がないので明らかにできません

んけれども、最近やはり公安調査庁の

仕事、熱心なあまりか、だいたい人権

侵害の事実もあるわけです。岡山だったと思いますが、最近ではちよつと古くなりましたが、あそこでも事件が起きておる。労働組合にどんどん入ってくるとか、いろいろ行き過ぎもあるわけです。そういうことで、私も、こういう増員がはたして妥当なものであるかどうか。また、それから仕事も必要になってくる。その限界はどの辺に置くべきかという一応のめどを立てませんと、仕事が多い、多いということでは無限に増員に應ずるわけにもいかない。よその官庁では、大抵、いろいろな業務の内容を知らせる白書とか、あるいは月報、月刊のいろいろなものを送ってくれるわけです。しかし、私も不幸にして、法務委員会の方には配られてゐるかわかりませんが、私ども、まだ一度も公安調査庁はこういう仕事をしておられるのか——見るのは、あなたの方の攻撃の材料ばかりいろいろな総合雑誌なんかで見ておる。そういうことで、PRの点も非常に足りないし、また、国民に故意に目をふさいでいるような印象も受けるわけです。そういうことで、法務大臣に最後にこれだけお聞きして、質問を終わりますけれども、一体公安調査庁の将来の拡充といひますか、こういうものをどの辺に境界を置いてお考えになつておるのか、むずかしい問題だとは思ひますけれども、こういう行政の改革を目前に控へ、むしろいろいろ整理を意図しているときに、どんどんあなたの方の公安調査庁の職員だけふえていく、このことに対しての御見解を聞いておきたいと思ひます。

○植木国務大臣 いろいろ政府委員あるいは事務当局から御説明申し上げたと存じますが、この問題につきましても、私が川島行政管理局長官といひる御折衝する際に用ひました説明の仕方は、一つはこういう点にあつたのでございませう。予算の上ではなるほど純増の定員のように見えます。また、予算の編成からいふとそうなるのであります。しかし、実際問題から考えますと、そのうちの全部とは申せませんが、相当部分の人たちは、現在嘱託といひますか、そういうような格好で、事実上調査事務に協力をさせてゐるという者がありますので、そうした人たちがだんだんと仕事をやめていきます場合に、部内の事務の進行ぶりからいひましても、正式の職員の方が、事務能力も上がるし、また、調べをする場合も都合のいい場合が出てくるといううなことから、そのうちの若干数というものは、やはり現在おる人たちからいひゆる新しく職員になる。だから、予算的には新しい職員増の格好になる。それでは、それに対応するところのそれは、今までの経費でやつていたかといへば、これは結局調査活動費の中を割いて、人件費に使つておるわけでありませう。そうしますと、それだけ調査活動費に欠陥が起きまして、いろいろ調査をしたり、あるいは資料を収集したりという場合に、その調査活動費をふやしてもいいという要望が、猛烈なものがつとにあるわけでありませう。そこで、そういう部分は、今までそういう人たちに充てておつた経費を、新規に認めてもらつたその人の費用で充てて、それに対応するものは、若干それだけは調査活動費

の充実に資することができ、こういう建前で考えておるわけでありませう。それで、なお、今回の問題につきましても、一般的に公務員の定員増加を極力避けたいという方針をとつておりまして、先ほど来るあるいは先日も事務当局が申し上げておるような理由もございませうし、あるいはまた、当局の説明の中で一番私も痛切に必要があるといふことを感じましたのは、この公安調査庁の発足当時の定員と今回がよつた。ところが一方、あの当時と今日と比べると、右翼の台頭もはなはだしきものがある。これについてももつと十分嚴重な調査をすべきじゃないかといふ世論もございませうし、また、われわれも不十分な点も認めざるを得ない点もございませう。そうした点で、なお陣容の強化をはかる必要もあるといふようなことから、今回のような措置に出ましたので、もちろん欲を申せば、もつとほしかつたとも言えませうし、将来もまたふやそうといううな気持ちもおそらく事務当局では持ちましようが、私としては、この際これだけの苦しい中から定員を閣議に認めてもらひ、皆様方にもお願いしておるの、これで当分の間は一つ十分始末をしてやつていくべきじゃなからうか、かように考えている次第でございませう。

○山内委員 当分の間これでやるといふのですから、それは信頼しますが、ただいまの大臣の答弁の中で、非常に重大な御答弁があつた。というのは、この前事務当局に答弁を求めたら、この百三名は純増である。ところが大臣は、そうではないのだ、情報調査費から今まで使つていたものを繰り入れることが便利だから、実質的な純増でないといふ御答弁。だから、私は、前に、定員外の処置してゐる者を何人入れたのかといふことを伺ひしたのはそれなんです。先ほど私も説明しましたけれども、定員外の職員を定員化せよといふのは、国会の意思なんです。決定しておるのです。そして、これが今一番予算の取りやすい方法なんです。これは実際は情報調査費で使つてゐる。臨時職員といふものはみんなそれを食つてゐる。そういうことはよくないから、定員に入れたらいいのが私どもの主張ですけれども、定員外職員を定員化するといふことは、もうどこでも反対がない。いかに川島さんががんばつても、お手元の北海道開発庁では今までたくさん定員外の職員を持つてゐるから、たくさん増員をやつておられます。そうしますと、今私のお聞きしたいことは、業務量でとつたのではなくして、定員外職員を定員化するごまかしてとつたというよりほか解りできない。これは問題です。もう少し私にも検討させていだきたいと思ひます。

○飛田委員 ちよつと関連して。今山内さんに定員外の職員という言い方で説明をなすつたのですが、公安調査庁では、この定員外の、いわゆる調査活動費で臨時的に調査を依頼したり、あるいは一定の期間調査をやらせたりするやうな形の職員が非常に多いのじゃないか、職員というよりは、そういう関係が、非常に他の官庁に比べて多いのじゃないか、こう私たちは思ひます。しかも、その調査を依頼されたいわけの定員でない者、これが非常にスパイ的なことをやる、職員でないだけに、かなり露骨なことをやるわけなんです。僕らもその被害を受けてゐる一人です。そういう意味で、ぜひ一つこの法案の審議の資料として、一年間に公安調査庁が何人の人に調査を依頼したのか、あるいは大臣のおっしゃるやうに、嘱託のやうな形で何人の人に情報の提供費を提供したのか、そしてそのトータルは幾らか、そういうことをぜひ一つ資料として出していただきたい。そういうものを見た上で、僕らはこの法案の——おっしゃるやうに定員外の人間を定員に繰り入れたのか、あるいは事務当局のおっしゃるやうに純増なのか、そういうことを判断していただきたい、そういう資料の提出をお願いしたい。

○山内委員 時間もだいぶ迫つておりますし、まだ問題もありますけれども、また、飛田氏から資料の提出を求めておりますので、きようはこれで終わりたいと思ひます。

○中島委員長 飛田一雄君。

○飛田委員 時間がありませんから、横濱の出入国管理事務所の問題は山内さんからお話がありましたから除いて、再び繰り返しませう。ただ、一つ大蔵省の方に残つていただいたのは、僕は予算のこととはほとんどよくわかりませんが、少なくとも予算というものに現れてゐる以上は、それにもつと忠実な方法をとるべきであつて、予算にこゝろ現れてはいるけれども、実はこゝろ意味だから、これはいいのだといふやうな処理の仕方は、僕は

許されないのであるかと思ふわけですが、予算として売り渡し、買受け、こういう形になっており、しかも、それが足かけ三年にわたって流れている以上、その場合に、審議などというものを除いてしまふという理由はないように思ふのですが、どうもその辺がはつきりしない。だから、そういう点でよく私にもわかるように説明をしていただきたいと思います。

○細川説明員 先生から今お尋ねのありましたこと、先ほど来申し上げましたように、建築交換の問題に關しては、やはり国有財産の処分という観点から、今後国有財産審議院に諮問いたします。その完璧を期したいと思います。

○飛鳥田委員 そうすると、今後というのでいいんでしょうか。私はそうすべきでないかと思うのですが、法案ができちやうとおるから仕方がないというふうな便宜主義で一体いいかどうか。できればそういう正しい方向をとっていただく、ほかのお役所ならいざ知らず、法務省ですから、法務省が便宜主義を発揮して、法律の精神を踏みにじったのでは済まないように思うのですが、どうなんでしょうか。

○細川説明員 先生から今お話のありましたのは、これは三十六年度の予算でできまして、三十六年の七月ごろに計画承認をいたしております。先ほど来申し上げましたように、建築交換を実施します場合は、国有財産法十四条に基づきます表示がありましたときに、こちらが承認を与えます前に、こういう点について交換していいかどうかという点を、国有財産審議院に諮問いたしたい、こういうふうに考えて

おります。国有財産審議院に諮問する事項は、財務局長が判断いたしました。これはいい、これは悪い、これはかけなくていいという判断をすることになっております。先ほど来私が申し上げましたように、これにつきまして積極的にかけるというふうな指導が今までなされていなかったということ、審議院にかけずにこちらが計画承認を実施したのであります。今後の問題は、計画承認がある前に審議院に諮問いたしたい。それからこのような案件につきましては、今までの審議の形態から、事前に承認を与えていた。これもその当時の事情におきましてはやむを得なかった、こう考えておるのでございます。従いまして、やり直すというふうなことはできないのでございます。

○飛鳥田委員 違法ではないけれども、少なくとも妥当ではない。しかし、もうすでに一ぺんやっちゃつておるからやむを得ないんだ、こういうお説だろうと思ひます。

そこで、問題を違へまして、出入国管理事務所の問題で、一つだけ日ごろ疑問に思つておりますことを教えていただきたいと思います。立川に出張所がある。この立川では、実際米軍の軍人だけではなしに、米軍軍用機あるいはキヤット、こういうもので第三国人が入つてきております。これはだれも否定はしていません。これはだれも方は軍人の場合もありまして、あるいはまた一般の人である場合もありまして、こういうものを一体どういうふう

に扱つていらっしゃるのか、一つ教えていただきたいと思います。

○高瀬政府委員 ただいま立川の空軍司令部が使用しております飛行場に、地位協定関係者以外の出入国者はいかにあるかという点と推察いたします。が、現実にはその種の人間が出入りすることがございます。これに對しましては、一切のその種の人間は、当該立川事務所に於て上陸の審査をいたし、出入国させる者を規制してあります。この点につきましては、ただいまのところ、米側も十分に協力しておりますので、先年来一、二問題はございました。つまり、入国管理事務所立川出張所が知らないうちに出入りしたりするものもございましたが、現在はその種のものがございません。米軍側も協力して、憲兵隊からすぐ通知がございまして、わが方は税関、検疫ともにこれを実施しておるというのが現状でございます。

○飛鳥田委員 そうすると、一切の書類は残つておるわけですね。

○高瀬政府委員 残つております。

○飛鳥田委員 けつこうです。

○植木国務大臣 ちよつと先ほどの私の言葉が不十分あるいは私の知識が十分でなかったために、誤解をお与へしたかと思ひますが、実はあの百四名のうち、予算的に所要人員費を百三名の予算定員をもちつたわけですね。そのうち、純然たる組みかへは百四名のうち一人、百三名のうち、十六名は公安調査庁の新しい庁舎で、いままで宿借りしておつたり何かしたのが、そのための守衛の増加が十六名でございます。それからその次に二十名の方があるのですが、これは私の説明が今や間違つたか、あるいは不完全だつたかと思ひますが、外国語の翻訳等をいたしますために、翻訳

職ともいふべきものを事実上調査活動費で使つておるのであります。それは、私も前からその人数が二十人というところをはつきり知らなかったもので、それから若干、こう申し上げたものであります。今聞いてみますと、二十名だそうなんです。その二十名の者は、従来ほかの役所ならば、たとえば外務省ならば、翻訳官と当然言えるポストの人たちなんです。そういう人たちがありますので、それを一つはつきりと定員に認めてもらつて、そして調査活動費の少しでも完全なる活用をしたいというところが目的でございます。従つて、十六名に二十名ですから三十六名、三十七名、その程度が、やや今言つたいわゆるほかの役所におけるような、定員外の職員を定員化したという格好になる数字なのでございます。

なお、それからもう一つ、時間をとりまして恐縮ですが、この川崎收容所の交換問題につきまして、何か法務省が脱法的な行為をやつておるような御批判もございましたけれども、決してそうではないのでございまして、この制度は、先ほど大蔵省の課長から説明しましたように、従来国有財産の法律上はつきりしてないものを、こういう場合は許すことにしようじゃないかというので、先年あの改正が行なわれたのであります。そしてその改正の趣旨にのつとつて、各省がそれぞれ当該年度に直ちに予算が必要なのは予算に計上して、国会の御審議を仰いでおります。それから数年にわたるものは予算外契約をお願いしまして、やはり御審議の機会を作つてあるわけなんです。ただ、今回の問題で私もどうかと思ひましたのは、大蔵省でいろいろ内

部の取扱いが、新しい制度でございまして、必ずしも一定しておらなく、ある場合には審議院にかけ、ある場合にはかけない場合もあったやのことが、私も初めて知りました。実は私もこれに類することを同じくお世話したことがありますが、その場合なんか必ずちゃんと審議院にかかつております。たまたまこの問題がかかつておらなかったやうであります。これは制度が新しいので、運用の上で十分に完全化しておらなかつたということだと思います。従いまして、法務省といつても、常に交換の場合におきましては、大蔵省のいわゆる国庫大臣、管財大臣に協議をいたしまして、そして一つ承認を仰いで進めておりますから、脱法で適当に便宜的にやつておるのだという御批判は、一つもらひ下げにしたいです。

○中島委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○中島委員長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。山内広君。

○山内委員 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、社会党を代表いたしまして、反対の意思表示を申し上げたいと思ひます。

二点につきまして、いろいろな議論を通じまして、この行政財産である川崎の收容所が、大蔵当局も認めてゐる通りに、不正なものではない、不法ではないけれども、妥当性を欠いてゐる、今度の措置については手落ちが

あつたということを認められている通りであります。この点が反対の第一点であります。

それから、こういう建築交換に関係いたしました、二億近い国の財産が、国会の審議が十分に尽くされない形において処理されている。この点が反対の第二であります。

それから第三点は、横浜に新築を予定されておりますこの風致地区については、一部誘致反対の地元の運動もあるように聞いております。これらの反対の方々の得心のいくような十分な努力がまだまだ払われていない。こういう点において反対をいたすものであります。

それからまた、公安調査庁に対して百四名の定員増がありますが、この定員増は、実は行政管理庁から出されておる資料によりますと、全部定員外の職員を定員化するということで、実はとっておるのであります。しかし、これは純然たる増員でありまして、そういう点において、まだまだ公安調査庁のいろいろな定員内の職員の活動についても、われわれは検討する必要があります。こう考えておるわけであります。

こういう諸点をあげまして、私どもは、まだ審議も十分でもありませんし、できればこれは政府において撤回し、あらためて提案していただきたいと思うのであります。その時期もありませんので、私どもはこの法案に賛成するわけには参りません。

反対の意思を明らかにいたしましたわけであります。(拍手)

○中島委員長 これにて討論は終局いたしました。

法務省設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は、明十六日午前十時理事会、十時半委員会を開会することとしこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

〔参照〕

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二一号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

第一類第一号

内閣委員会議録第十七号

昭和三十七年三月十五日

昭和三十七年三月二十日印刷

昭和三十七年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局